

「外国為替及び外国貿易管理法」の改正について

- 我が国金融・資本市場の一層の活性化に向けて - (抄)

平成9年1月16日
外国為替等審議会

1. 東京市場の活性化のための具体的方策

2. 外国為替業務の自由化と外国為替公認銀行制度等の廃止

- (1) 戦後、我が国経済が急速に国際化する過程で、外国為替公認銀行制度は外貨の有効活用や外為市場の健全な発展等において中心的な役割を担ってきた。また、取引の実態把握や取引の適法性の確認等を通じて、外為法の法目的の達成にも大きく貢献してきた。

しかし、近年の金融・資本取引のグローバル化等を背景として、各国金融市場間の競争が激化している状況の下で、東京市場を国際的に魅力のある市場とするためには、市場への参入・退出を自由とし、市場参加者の自由な活動を確保するなど、効率的で厚みのある市場とすることが求められている。

従って、東京市場の活性化を図るため、外為法においては外為業務の規制は行わないこととし、市場参加者が外貨売買や通貨関連のデリバティブ取引等の外為業務を等しく自由に行えるようにするとともに、外国為替公認銀行制度は廃止することが適当である。また、これとあわせて、指定証券会社制度、両替商制度も廃止することが適当である。

これらにより、外為業務に着目した規制が撤廃され、あらゆる市場参加者の自由な活動が可能となるとともに、外為業務への自由な参入・退出が確保されることとなる。

これは、銀行等の国際競争力のより一層の向上に資するとともに、市場への新たな参入者の拡大や市場の厚みの増大をもたらす、東京市場を活性化させるものである。

- (2) 外国為替公認銀行制度を廃止し、外為業務を自由化した後においては、銀行が行う外為業務に関連する経営の健全性等の確保は、銀行法等の関連する法規の下で適切に行われることが必要である。また、銀行以外の外為業務を行う者についても、関連法規に従いディスクロージャー等が適正に行われ、市場のチェック機能が自己責任原則の下で有効に働くこと等を通じ、健全な市場参加者として活動していくことが期待される。

外為業務に関連する投資家保護や不公正取引の防止についても、市場のチェック機能や既存の法的枠組みの中で対応することとなるが、将来の問題として、情勢の変化に対応した何らかの環境整備が検討課題となる。

- (3) (略)